



# DIAMオーストラリアリートオープン

愛称：A-REIT

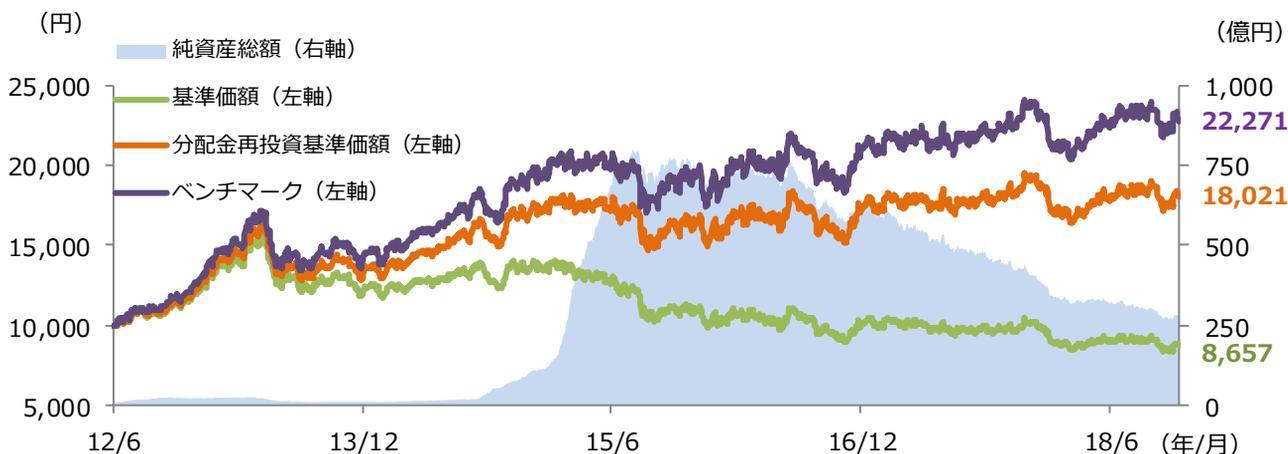
追加型投信／海外／不動産投信

※当ファンドは特化型運用を行います。

## 第77期決算・分配金について

DIAMオーストラリアリートオープン（愛称：A-REIT）は2018年11月20日に決算を迎え、当期分配金（税引前、1万口当たり）を80円から40円へ引き下げました。  
当ファンドは、2016年6月20日の決算から80円の分配を継続してきましたが、この度、信託財産の成長をめざすとともに、安定した収益の分配を図るため、分配方針に基づき分配金額の変更を決定いたしました。  
当資料では、オーストラリアREITの状況・見通し、当ファンドの運用状況などについてご説明いたします。

### 【ファンドの基準価額と純資産総額の推移】



### 【分配金の推移】

1期	2期～4期	5期～7期	8期～19期	20期～25期	分配金累計
0円	40円	60円	80円	140円	
26期～31期	32期～39期	40期～47期	48期～76期	77期	
180円	200円	150円	80円	40円	

※期間：2012年6月20日（当ファンド設定日前営業日）～2018年11月20日（日次）  
 ※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※ベンチマークはS&P 豪州 REITインデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）であり、当ファンド設定日前営業日の値を10,000円として計算しています。  
 ※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。  
 ※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。  
 出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成  
 ※上記は過去の運用実績および情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。  
 ※P.6の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

▶ 足元の運用状況

◀ 一進一退のオーストラリアリート市場 ▶

米中貿易摩擦問題拡大の中で、ディフェンシブセクターとしての位置付けであるリート市場が選好されたことや、RBA（オーストラリア準備銀行）の緩和的な金融政策の継続性が評価されたこと、好調な賃貸市況を背景とした好決算の発表により、夏場にかけて強含みで推移しました。しかしながら、足元米国長期金利の上昇に追従して豪州長期金利が上昇する局面では、同国リート市場も下落基調での推移となりました。

◀ 銘柄選好の二極化が鮮明な相場展開 ▶

キャップレート（不動産の期待利回り）の低下を背景とした不動産価格の上昇の恩恵を享受しやすいファンドマネジメント関連を手がけるグッドマン・グループやチャーター・ホール・グループなどのリートは堅調な展開となる一方で、住宅開発も手がけるストックランド、ミルバック・グループなどのリートについては、住宅価格が調整色を強める中で将来の業績への懸念拡大から軟調な展開となっています。加えて、eコマースの拡大の恩恵を受けやすい物流関連施設を保有しているかなど、リート各社の保有資産構成も銘柄騰落率の格差につながっている状況です。

▶ 今後のオーストラリアリート市場の見通し

FRB（米連邦準備制度理事会）による政策金利引上げが続く中、米国長期金利が上昇基調で推移している状況であり、短期的には金利の変動に振られる展開が想定されます。一方で、オーストラリアの長期金利は緩和的な金融政策から相対的に低位で推移すると見込まれ、世界リート市場の中では相対的に資金の避難先としての位置づけで選好される相場展開になると予想されます。

また、実物不動産価格の上昇によって、特に中小型リートを中心に実物不動産ファンドなどからの買収提案が相次いでいる状況であり、今後も再編期待を支えにした展開が予想されます。

さらに、オフィスおよび産業施設の好調な賃貸市況を背景とした商業用不動産価格の上昇、テナント売上高に持ち直しの兆しが見られ始めた小売リートがオーストラリアリート市場全体を下支えすることが期待されます。

【オーストラリアリート指数の推移】



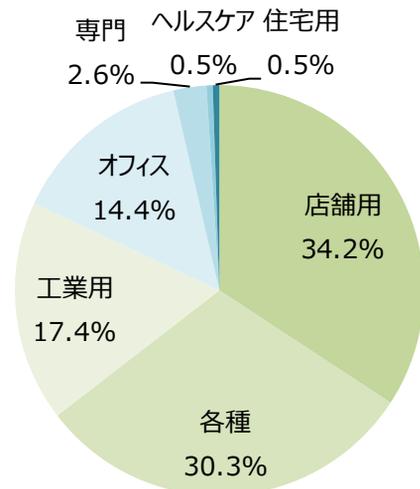
※期間：2017年10月末～2018年10月末（日次）  
 ※オーストラリアリート指数はS&P 豪州 REITインデックス（現地通貨ベース、配当込み）を使用。  
 出所：ブルームバークのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

【主要オーストラリアリートの年初来のパフォーマンス】



※期間：2017年12月末～2018年10月末（日次、2017年12月末の値を100として指数化）  
 出所：ブルームバークのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

【オーストラリアリートの業種別比率】



※2018年10月末時点  
 ※比率の合計は、端数処理の関係で100%とならない場合があります。  
 ※S&P 豪州 REITインデックス採用銘柄の時価総額ベースで集計  
 ※業種分類は、GICS（世界産業分類基準）による  
 出所：ブルームバークのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、見通しは作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※上記は個別銘柄への投資を推奨するものではありません。また、上記銘柄の保有を示唆・保証するものではありません。

※P.6の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

**▶ 当ファンド組入上位10銘柄**

No.	銘柄	業種	組入比率(%)
1	センター・グループ	店舗用不動産投資信託	21.6
2	グッドマン・グループ	工業用不動産投資信託	18.2
3	デクサス	オフィス不動産投資信託	11.8
4	G P Tグループ	各種不動産投資信託	8.8
5	ミルバック・グループ	各種不動産投資信託	8.8
6	ビシニティ・センターズ	店舗用不動産投資信託	8.0
7	ストックランド	各種不動産投資信託	7.6
8	チャーター・ホール・グループ	各種不動産投資信託	5.1
9	ショッピングセンターズ・オーストラレーシア	店舗用不動産投資信託	1.8
10	アバカス・プロパティ・グループ	各種不動産投資信託	1.0

※2018年10月末時点

※組入比率は純資産総額に対する割合です。

※業種は、GICS（世界産業分類基準）によるものです。

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※上記は個別銘柄への投資を推奨するものではありません。また、上記銘柄の保有を示唆・保証するものではありません。

※P.6の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

**ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

- オーストラリアのリートに投資して、中長期的な信託財産の成長をめざします。  
 ※S&P 豪州 REIT インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)をベンチマークとし、中長期的にこれを上回る投資成果をめざします。
- 投資にあたっては、トップダウンとボトムアップの分析によりポートフォリオを構築します。
- 毎月の決算時に分配を行うことを基本とします。
  - ・ 毎月20日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として配当等収益を中心に分配を行うことを基本とします。
  - ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
  - ※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

- ・ 当ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度※が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- ・ 当ファンドが主要投資対象とするオーストラリアのリートには、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。  
 ※寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体当たりの時価総額の割合、または運用管理等に用いる指数における一発行体当たりの構成割合をいいます。

**主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- リートの価格変動リスク… リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。当ファンドは、リートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。
- 為替リスク…………… 当ファンドは、組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
- 金利リスク…………… 一般的に金利が上昇するとリートの価格は下落します。当ファンドは、リートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。
- 流動性リスク…………… 当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
- 信用リスク…………… 当ファンドが投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、リートの価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

**お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・オーストラリア証券取引所の休業日   ・オーストラリアの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2022年7月20日まで(2012年6月21日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・受益権口数が10億口を下回るようになった場合。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動引き落とし投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

**ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。  
※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

**●投資者が直接的に負担する費用**

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.24%(税抜3.00%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

**●投資者が信託財産で間接的に負担する費用**

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.7064%(税抜1.58%)</b>
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

**投資信託ご購入の注意**

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

**当資料のお取り扱いについてのご注意**

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、不動産投資信託証券(リート)等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者にかかる信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

**◆委託会社およびファンドの関係法人◆**

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>みずほ信託銀行株式会社  
 <販売会社>販売会社一覧をご覧ください

**◆委託会社の照会先◆**

- アセットマネジメントOne株式会社  
 コールセンター 0120-104-694  
 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)  
 ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

●S&P 豪州 REITインデックスは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングスLLCまたはその関連会社は、いかなる指数の資産クラスまたは市場セクターを正確に代表する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証もしません。また、S&P 豪州 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

●世界産業分類基準(GICS)は、MSCI Inc.(MSCI)およびStandard & Poor's Financial Services LLC(S&P)により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類(並びにこれらの使用から得られる結果)に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害(逸失利益を含みます。)につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。

**販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）**

○印は協会への加入を意味します。

2018年11月9日現在

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号	○				
株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第48号	○		○		
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	○				
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○				
岡崎信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第30号	○				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○		○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	○	○	○		
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第5号	○				
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○			○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○				
オーストラリア・アンド・ニューージーランド・ バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第622号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

**販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）**

以下は取次販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2018年11月9日現在

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
あぶくま信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第24号					
平塚信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第196号					
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号	○				
城北信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第147号	○				
福井信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号					
遠州信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第28号					
知多信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第48号					
豊川信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第54号					
桑名信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第37号					
長浜信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第69号					
湖東信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号					
京都北部信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第54号					
大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第45号					
奈良信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第71号	○				
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号	○				
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号	○				
但馬信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第67号					
呉信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第25号					
高松信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第20号					
観音寺信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号					
幡多信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第24号					

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

&lt;備考欄について&gt;

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

# 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

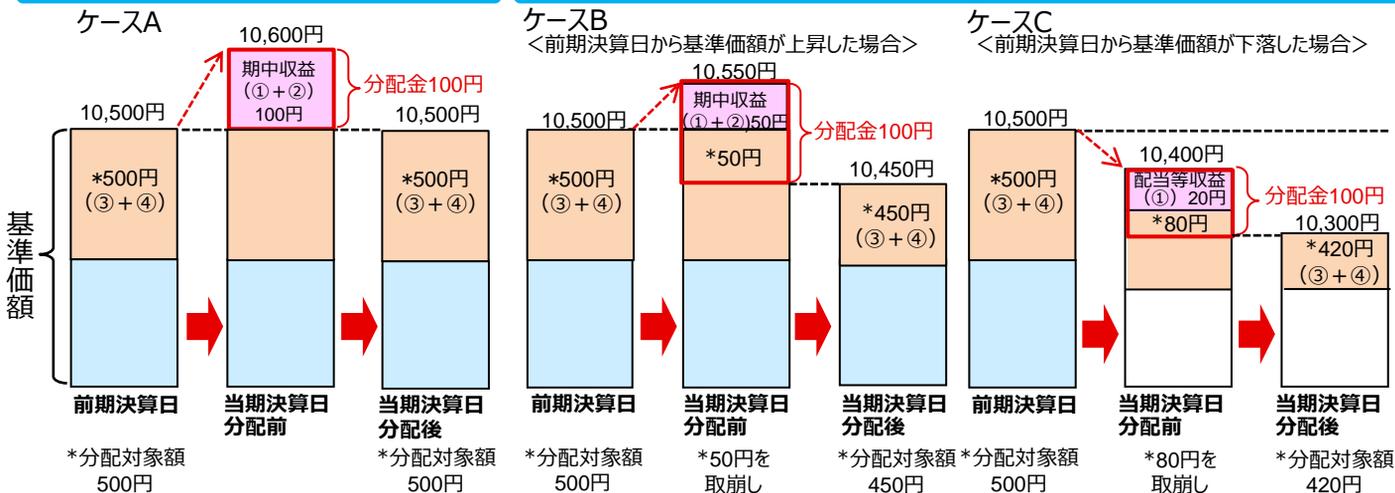
## 分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円
- ケースB：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
- ケースC：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

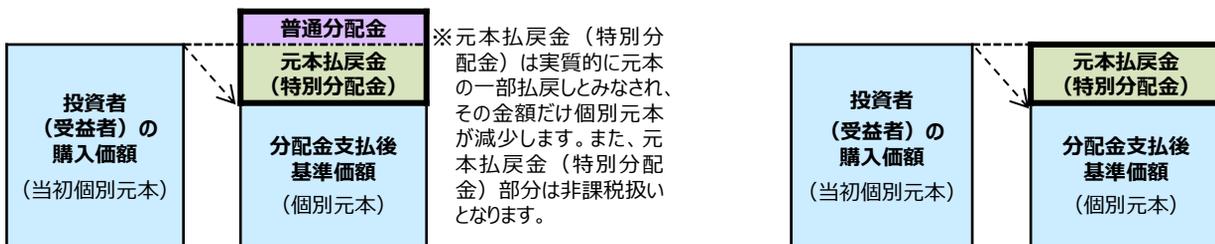
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。